



# 知教労ニュース

発行 知多地方教職員労働組合(知教労)

〒475-0929 半田市仲田町1-18 Tel&Fax 0569-24-5216

HP: http://www.chikyoro.ikaduchi.com/ e-mail: chikyoro@oboe.ocn.ne.jp

## 産業医は働く者の味方・教員の味方 真の労安体制の実現を!

### 【改正労働安全衛生法(部分:要旨)】

#### 長時間労働者への医師による面接指導の実施

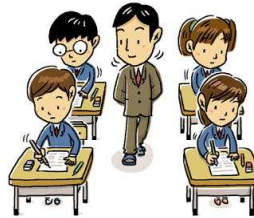
・事業者は、労働者の週40時間を超える労働が1月当たり100時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められるときは、労働者の申し出を受けて、医師による面接指導を行わなければならない。

・事業者は次の①・②に該当する労働者にも、面接指導を実施する、又は面接指導に準ずる措置を講じるよう努めなければならない。

①長時間の労働(週40時間を超える労働が1月当たり80時間を超えた場合)により疲労の蓄積が認められ、又は健康上の不安を有している労働者

②事業場で定める基準に該当する労働者  
[基準の例] 週40時間を超える労働が…  
・月100時間を超えた労働者、及び2~6ヵ月間の平均で月80時間を超えた全ての労働者  
・月80時間を超えた全ての労働者  
・月45時間を超えた労働者で産業医が必要と認められた者

知多市の労働安全衛生体制では、市内15の小中学校教員と千人余りの市の職員に対して、知多市民病院長・種廣健治氏一人が産



業医に選任されています。H18年の法改正により労安体制はつくられたものの、これまで産業医の面接指導を受けた者はおらず、今回のケースが初となりました。

7月5日、知多市民病院の一室において、知教労組合員に対し、産業医の面接指導が実施されました。中学校に勤務するこの組合員は、本年4月、年度当初の過重な業務により週40時間を超える労働が101時間となり、労働安全衛生法の規定に達したため、医師による面接指導を求めたものです。

現状では「法令通りの実施 労安体制と産業医の立場」産業医との面接指導は、午後3時の静かな病院内で行われました。4階相談室で当該の組合員と産業医はテーブルを挟んで向き合い、40分間にわたり健康や労働のあり方について意見を交わしました。

### 知多市に勤務する組合員が 初の産業医による面接指導

教師のゆとりある働き方こそ、豊かな子どもを育てる 出退勤時刻の記録から何が変わり始めるか?!

求められる労安体制の実効性 予算の確保は市町教委の責任 産業医の言葉でとくに印象的だったのは、「産業医は働く者の味方という立場で判断すべき。」というものです。種廣院長は、「産業医は本来、職場の労働環境整備にも意見が言えるは

ました。後半は、学校現場の労働環境についての意見交換となりました。組合員からは、学校ではこのような超過労働の実態が恒常化していること。出退勤時刻の記録が始まったものの労安体制の周知不十分であること。具体的な労働時間削減が進まないことなどが説明されました。産業医からは、今回は初ケースで事業者(市町教委)側も対応が混乱したこと、教育現場に限らず超過労働が恒常化していること、現在の知多市の労安体制では、現実に対応しきれないことなどが示されました。

### 北から南から 支部だより

今年も情報公開で、各校の校長・教頭・教務・校務の授業の持ち時間数、出退勤記録簿、勤務の割り振り簿が集まった。実際の持ち時間数が記入されていないものも多いため、正確ではないが、美浜町では授業を持っている校長はゼロ、教頭は全員授業を持っているもののTTがほとんどで10時間以内。教務もTTでない授業を担当している時間は、2時間から12時間と幅があった。TTというのは名ばかりで、実際には授業に来ないことも多い学校もあるとか。TTが多いとその分、担任の持ち時間数が増え、教材研究や事務処理の時間がなくなり、負担を大きくしているのが現実である。

私の学校の校長は体育が専門で、年度当初に「体育で必要だったらいつでも呼んで下さい。」と言ってくれたので、体育があまり得意でない教師は、鉄棒や跳び箱などで手本を見せてもらったり、水泳指導では校長自ら泳げない子の指導にあたり、先生達も助かっている。何よりも子どものことを中心に据えて、校長先生と会話ができることがうれしい。

また出退勤記録簿では、自動的に在校時間や超過労働時間が計算される便利な形のものも多く使用されているが、それにプラスして疲労度が記入できるものもあり、管理職がより一人一人の職員への配慮ができると思われる。しかし土日の勤務時間が加算されないものも見られた。よりよい形のものへ改善を要望していきたい。(U)

ず。労安体制を充実させてそうしたことが実現できるよう市側に意見を伝える。」とも述べました。 県教委が労安体制整備の通知を永らく降ろさなかったために、2年以上実施が遅れた出退勤時刻の記録でしたが、導入された職場でもただ紙に書いて出すだけ、管理職は出された紙を綴じておくだけという例も見受けられます。今後は労安体制を実効性あるものにする取り組みが求められます。校長は、超過労働の実態を正しく把握すること。市町教委は、法の求めに応じられる産業医を配置すること。そして教員はこの制度の意義を正しく理解して、自らの働き方を問いただすことが働きやすい学校づくりの道につながっているはずだ。



先日、テレビを見ていたら、電車の中で眠っている日本人について、外国人がこんなことを言っていた。「そもそも日本人は睡眠時間が足りないから、どこでもねてしまうのではないか。日本人は、仕事が忙しくなると、簡単に睡眠を削ぎ捨ててその仕事をやりきろうとする。したがって、慢性的な睡眠不足に陥りやすい。自分の国では、睡眠を削ぎついで仕事をするという考えは考えられない。睡眠は8時間とるのがあたりまえ等々。」

私は映画が好きで、見たい映画が公開されると、何とか暇を見つけて映画館に足を運ぶのだが、最近では、ほとんどの作品の途中で不覚にも、うとうととしてしまうのだ。根気がなくなってきたのかなとか、内容がいまいちだったからかな、等々思っていたが、よく考えてみれば毎日4~5時間の睡眠しかとっていないのだから、こうなるのは当たり前。土日に少しぐらいいだめをしたら、たまたま簡単に解消される疲れではないのだ。▼電車の中で他人にもたれかかって口を開けて寝ている日本人、映画館で好きな映画も見ないで眠りこける教員、健康的な生活を第一に考える外国人の人には理解しがたい光景なのだろう▼睡眠時間を削ぎついで仕事をするのはおかしい、こんな考えが常識になる日をめぐしてもう少し頑張らなくてはと思うこの頃です。(S)



「▼なるほど、と思った。 眠りは8時間とるのがあたりまえ等々。」

## データで見る『教員の実態』第4回

『約2倍・約3倍』さて、何が2倍3倍だとお考えでしょうか。先月は、「とても疲れる」と感じている方が一般企業の約3倍という調査結果をお伝えしましたが、今回の約2倍は、休職者数(小・中・高・特別支援)を10年前と比較した数字です。そして約3倍とは10年前と比較した精神疾患による休職者数です。

過去をさかのぼると1980～83年の校内暴力が騒がれていた頃が4000人を超えていましたが、その後は1996年までは3000人台でした。しかし、1997年からは増え続けました。1999年が4470人で2008年は8578人です。そのうちの精神疾患による休職者数は1924人から5400人にまで増えています。※

厚生労働省は、2006年まで文部科学省は重い腰を上げませんでした。その不作為(わざと消極的)が今回の数字に表れています。愛知県は、他の文書に混ぜて2年後に文部科学省の出校記録の通知を下ろしました。今年3月に県独自の文書を下ろしましたが、市町教委が止めたりしてすべての学校現場には下ろされていません。

この10年間といえば、週休二日制の実施、ゆとり教育から詰め込み教育へのゆりもどしや評価規準、特別支援の導入などの変化や仕事量の増加が続きました。

先日の知多管内校長会長との話し合いでも、仕事量を減らすのは県や市がやることのような意識でした。実際に現場の職員が休職したら学校運営がたいへんになるので、校長会としても

## 知ってるってつらい・Q&amp;A

## 知教労と政党との関係は？

**Q** 先日、参議院議員選挙がありました。知教労は、選挙の際は特定の政党や候補を支持したり選挙活動に取り組むことがあるのでしょうか。

**A** 結論から申しますと、知教労は、選挙時に限らず、通常の活動でも、特定の政党や立候補者を支持したり、選挙時にいわゆる支持拡大などの活動をしたりすることはいっさいありません。

知教労は、いうまでもなく労働組合です。私たちは労働組合の基本原則として『資本・権力からの独立、政党からの独立』ということが大切であると考えています。したがって、知教労に加入しても、組合員として選挙活動をしたり、いわゆる「紹介者カード」などを書くと言うことはありません。運動の中で、要求が一致したり目標が一致する他の労働組合や民主団体と協力・共闘関係をもつことはあります。もちろんそれは、民主的な議論を経て取り組むことです。

日本の労働組合運動には、連合や日教組などのように、残念ながら特定政党支持路線あたりまえのようになっていることもあります。ご存知のように、組合が集票マシン化してしまっていることもあります。これは労働組合運動にとっての重大な弱点であり、克服すべき課題であると考えています。

